

第 28 号議案

豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部改正について

豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（昭和 31 年豊川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条、第 5 条関係）		別表（第 2 条、第 5 条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
選挙長	日額 <u>17,400円</u> 以内	選挙長	日額 <u>14,100円</u> 以内
投票所の投票管理者		投票所の投票管理者	
開票管理者		開票管理者	
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>15,400円</u> 以内	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,500円</u> 以内
選挙立会人	日額 <u>15,400円</u> 以内	選挙立会人	日額 <u>12,100円</u> 以内
投票所の投票立会人		投票所の投票立会人	
開票立会人		開票立会人	
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>13,700円</u> 以内	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u> 以内
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のものの報酬額の適正化を図る必要があるからである。